

小山町定例記者会見

6月

令和2年6月30日（火）

企画総務部 地域振興課



金太郎生誕の地 おやま

人の動き（令和2年6月1日現在）

人 口 18,138 人 （前月比 -21 人）

世帯数 7,507 世帯（前月比 -3 世帯）

★会見事項

- 1 足柄駅交流センター完成！ 内覧会の開催
- 2 年に1度は健康診査で体をチェック！ ～国民健康保険特定健診～
- 3 「ホタルの里」でヘイケボタルが飛び始めます
- 4 (株)アールビーズとスポーツ振興に関する包括連携協定を締結
- 5 小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金
- 6 御殿場市・小山町広域行政組合の負担金協議について

◇次回の定例記者会見は

7月30日（木）15：30から 役場本庁3階 301会議室で行う予定です



足柄駅交流センター完成！ 内覧会の開催

(小山町都市整備課)

1 概要

昨年の6月より建設工事を行ってきた足柄駅交流センターが6月末に完成します。それに伴い、供用開始前に施設の内覧会を開催します。

2 内容

開催日時 : 7月7日(火) 10:00～
場 所 : JR御殿場線足柄駅

(施設概要)

施設名 : 足柄駅交流センター
施設用途 : 足柄支所、足柄駅舎、公衆トイレ
施設規模 : 木造一部鉄骨造2階建て
延床面積 1階 174.58㎡
2階 63.72㎡
合計 238.30㎡
建築面積 283.88㎡

事業費 : 211,910千円(各委託料、工事費、備品購入費)

【問い合わせ先】

都市整備課

電話 0550-76-6142

足柄駅交流センター建設事業の概要

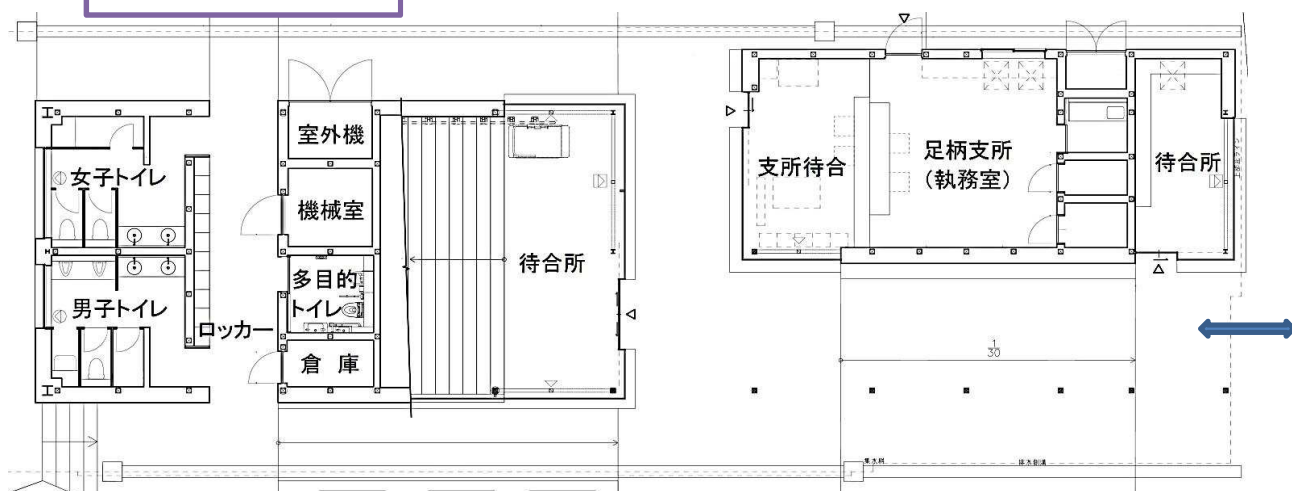
【建物の概要】

構 造	木造2階建て一部鉄骨造
延 床 面 積	1階：174.58㎡、 2階：63.72㎡、 合計 238.30㎡
建 築 面 積	283.88㎡
最 高 高 さ	8.00m
設 計 者	株式会社 隈研吾建築都市設計事務所
施 工 者	臼幸産業株式会社

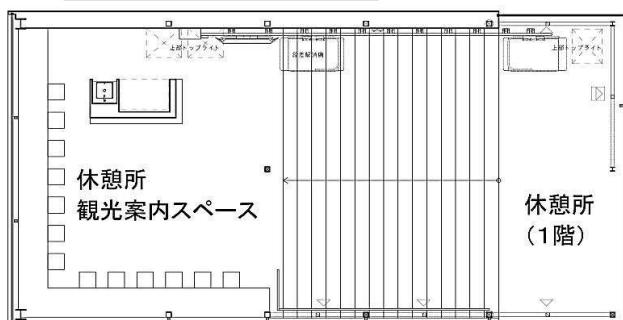
【各工事の予定期間】

JR東海駅舎としての利用開始	令和2年 6月28日より
足柄駅交流センター建設工事完成	令和2年 6月30日
足柄支所開所日	令和2年 7月13日(予定)

【1階平面図】



【2階平面図】







年に 1 度は健康診査で体をチェック！ ～国民健康保険特定健診～

(小山町住民福祉課)

1 概要

小山町国民健康保険に加入している 40 歳以上の人を対象に、特定健診を実施します。今年度は新型コロナウイルスの関係で、健診期間を変更し、7 月から 11 月の間で実施します。より多くの人にご自身の体の状態を知ってもらい、若いうちから健診の習慣ができるよう、今年から 20 歳から 39 歳までの国保加入者の健診自己負担を 500 円にしました。

また、昨年度から引き続き 40 歳、41 歳の人の健診費用が無料です。早い段階で特定健診を受診し生活習慣を改善することにより、本人はもちろん家族の負担も少なく済みます

2 内容

(1) 対 象

40 歳～74 歳の国保加入者

※20～39 歳の国保加入者で希望する場合は申請が必要です

(2) 期 間

7 月 1 日（水）～11 月 30 日（月）

(3) 実施医療機関

町内 6 医療機関

(4) 自己負担金

500 円（3/31 現在 40 歳・41 歳の人は無料）

(5) 検査内容

問診、身体計測、診察、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図

3 その他

健診受診時は、新型コロナウイルス感染症予防対策（当日の体調確認、マスク着用）にご協力をお願いします

【問い合わせ先】

住民福祉課 国保年金班

電話 0550-76-6100



「ホタルの里」でヘイケボタルが飛び始めます

(小山町生涯学習課)

1 概要

小山町生涯学習センター「ホタルの里」で、7月上旬からヘイケボタルが飛び始めます。

豊かな自然を象徴し、夏の風物詩であるホタルが飛び交う様子を小山町内で気軽に楽しめますので、ご家族、ご友人お誘い合わせの上、生涯学習センター多目的広場北側の「ホタルの里」にお越しください。

2 内容

(1) ヘイケボタル発生予想時期 7月上旬から中旬まで(19:30～20:30)

※雨天、風の強い日は、ホタルの発生が確認できない場合があります

(2) 見学時のお願い

- ・ロープの内側には入らないでください
- ・ホタルの捕獲はお止めください
- ・写真撮影は、フラッシュ機能をオフにしてください
- ・ホタルの里での懐中電灯の使用はお控えください
- ・お子様の見学の際は、必ず保護者同伴でお願いいたします
- ・お車でお越しの際は、生涯学習センター駐車場へ駐車願います
- ・新型コロナウイルス感染症予防のため、マスク着用をお願いします

【問い合わせ先】

生涯学習課

電話 0550-76-5722



㈱アールビーズとスポーツ振興に関する包括連携協定を締結

(小山町生涯学習課)

1 概要

町のスポーツを通じた地域活性化や健康づくりとスポーツ人口拡大の推進に資することを目的として、㈱アールビーズと包括連携協定を締結します。

2 内容

日 時 7 月 16 日 (木) 15 時～

会 場 役場本庁 2 階 大会議室

連携事項

- (1) スポーツを通じた地域活性化に関すること。
- (2) スポーツ人口の拡大に関すること。
- (3) スポーツを通じた町民の健康づくりに関すること。
- (4) その他スポーツ振興に関すること。

< 参考 >

㈱アールビーズについて

【会社概要】

- ・社 名：株式会社アールビーズ
- ・本社所在地：東京都渋谷区神宮前 2-4-12 DT 外苑
- ・創 業：1975 年 12 月

【事業概要】

- ・ランニング専門誌「ランナーズ」の発刊
- ・全国のランニング大会のエントリーのポータルサイト「RUNNET」を立ち上げ
- ・大型マラソン大会等の運営サポート業務

例：富士マラソンフェスタ・東京マラソン・名古屋ウィメンズマラソン

【問い合わせ先】

生涯学習課

電話 0550-76-5722



小山町新型コロナウイルス感染拡大防止 3 密対策助成金

(小山町商工観光課)

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響長期化を見据え、厚生労働省が示した「新しい生活様式」の実践例に対応し、感染蔓延期から収束期において、継続的に感染対策に資する事業を実施した対象業種を営む中小企業者に対して事業費の一部を支援します。

2 内容

助成金額：最大 10 万円

助成対象事業：感染対策に資する事業

○恒久的対策：感染拡大防止に効果のある工事・改修（間仕切りの設置、セルフレジの導入等）上限 10 万円

○一時的対策：感染拡大防止に効果のある物品の購入（検温器の購入、消毒液ビニール手袋等）上限 3 万円

○令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 8 月 31 日までに実施し、支払いの完了したもの

助成対象事業者：不特定多数が出入り可能で、感染対策を実施した事業所を小山町内に有する宿泊業、飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療機関（開業医に限る）金融機関に該当する事業者

申請方法：指定様式と添付書類を添えて『小山町商工観光課』へ郵送で提出する

申請期間：6 月 23 日（火）～9 月 30 日（水）

申請書の入手方法：小山町公式ホームページからダウンロード、または町関係機関で配布します

対象対策一覧

別表

項目	内容	判定	理由	分類	分類番号
換気の改善	窓設置工事	○	【新設】・【増設】	恒久的対策	A-1
		○	【更新】 FIX窓から開閉可能な窓への改修など換気量が既存より増加する事が助成要件となります。	恒久的対策	A-2
	出入口への網戸設置	○	【新設】のみ助成対象となります。	恒久的対策	A-3
		×	非常口、従業員専用の出入口は助成対象外となります。	-	-
	網戸のない窓への網戸の設置	○	【新設】のみ助成対象となります。	恒久的対策	A-4
		×	従業員のみのエリアの窓は助成対象外となります。	-	-
	換気扇	○	【新設】・【増設】のみ助成対象となります。	恒久的対策	A-5
		×	【更新】は助成対象となりません。	-	-
設備の改修	スペース増床	○	室内空間の拡張やテラスの増築など三密対策に資する事業が助成対象となります。	恒久的対策	B-1
	客席の個室化	○	空間を区切ることによって不特定多数との接触機会を減らし、つい立と同様の効果が期待できることから助成対象となります。 ただし、消防法等の各種法令などに適合し、換気機能を悪化しないものに限ります。	恒久的対策	B-2
	つい立、カーテン等の仕切りなど	○		恒久的対策	B-3
	券売機の導入	○	従業員と客の積極機会を低減する効果があることから、助成対象となります。ただし、整列、密を作らない対策を取ることが条件となります。	恒久的対策	B-4
	予約受付用機器の導入	○	システムの開発費を除くパッケージソフトの購入について、その機器を含めて助成対象となります。	恒久的対策	B-5
	注文用タッチパネルの導入	○	システム開発を伴わないパッケージソフトの購入と併せて導入する機器を含めて助成対象となります。	恒久的対策	B-6
	センサー式自動蛇口の設置	○	接触機会を減らすことで感染拡大防止に効果があることから助成対象となります。ただし、従業員のみ使用するものは助成対象外となります。	恒久的対策	B-7
	キャッシュレス導入	○	接触感染の機会減少に繋がるキャッシュレス導入のために設置する機器は助成対象となります。	恒久的対策	B-8
	サッカー台増設	○	客の密集を防ぐ効果があるため、助成対象となります。	恒久的対策	B-9
	自動精算機(セルフレジ)	○	接触感染の機会減少に繋がるセルフレジ導入のために設置する機器は助成対象となります。	恒久的対策	B-10
	検温システム（サーモグラフィー）の導入	○	ハnadスキャナーは一時的対策での申請となります。	恒久的対策	B-11
	サーマルカメラの導入	○		恒久的対策	B-12
物品の購入	マスク	○		一時的対策	C-1
	手袋	○		一時的対策	C-2
	消毒液	○		一時的対策	C-3
	消毒(除菌)マット	○		一時的対策	C-4
	非接触型検温器	○		一時的対策	C-5
	防護服	○		一時的対策	C-6
	フェイスシールド	○		一時的対策	C-7
	ゴーグル	○		一時的対策	C-8
	順番待ち位置印ステッカー	○	耐久性の認められるものであれば助成対象となります。（養生テープなどで作成したものは不可）	一時的対策	C-9
	レジ用飛散防止フィルム	○		一時的対策	C-10
	席区分け、アクリル板の設置	○		一時的対策	C-11
	テイクアウト用容器、割りばし、おしぼり	○	4月1日以降新たにテイクアウト・デリバリーサービスを開始したものに限り助成対象とします。	一時的対策	C-12
	個人スマホでの注文システム導入	○	システム開発を伴わないパッケージソフトの購入が助成対象となります。	一時的対策	C-13
その他	販売促進費	○	4月1日以降新たにテイクアウト・デリバリーサービスを開始したものに限り助成対象とします。	一時的対策	D-1
	バイクリース	○	4月1日以降新たにデリバリーサービスを開始したものに限り助成対象とします。	一時的対策	D-2
	※この他に小山町が3密対策に効果があると認めるもの				

小山町新型コロナウイルス感染拡大防止

3密対策助成金

新型コロナウイルス感染症の影響長期化を見据え、厚生労働省が示した「新しい生活様式」の実践例に対応し、感染蔓延期から収束期において、継続的に感染対策に資する事業を実施した対象業種を営む中小企業者に対して事業費の一部を支援します。

〈申請受付期間〉

令和2年6月23日（火）～9月30日（水）

〈助成金の額〉

最大10万円

※原則1法人、1個人事業主につき1回のみ申請可能です。

〈対象となる事業者〉

- ①宿泊業、飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業（理美容、クリーニング等）、娯楽業、教育・学習支援業、医療機関（開業医に限る）、金融機関に該当する業種
- ②不特定多数が出入りすることが可能な事業者
- ③上記業を営む者の内、助成対象事業を実施した本店もしくは主たる事業所又は支店もしくは従たる事業所を町内に有する中小企業者
- ④町税を滞納していないこと
- ⑤静岡県暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団体等と関わりがないこと

〈助成対象〉

恒久的対策：感染拡大防止に効果のある工事・改修(間仕切りの設置、セルフレジの導入等)

※経費の1/2を助成（上限10万円）

一時的対策：感染拡大防止に効果のある物品の購入(検温器の購入、飛散防止フィルムの設置・消毒液・ビニール手袋等の購入)

※経費の1/1を助成（上限3万円）

※4月1日から8月31日までに実施し、支払いの完了しているものに限りします。

お問い合わせ

小山町役場商工観光課

電話：0550-76-6114 FAX：0550-76-2795

〈提出書類・添付書類〉

◆提出書類

- ・ 小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金交付申請書（様式第1号）
- ・ 小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金請求書（様式第3号）

◆添付書類

- ・ 助成対象経費内訳書
- ・ 業種・業態が確認できる書類
（法人の場合は法人登記簿若しくは法人事業概況説明書の写し、個人事業主の場合は開業届若しくは直近年の確定申告書の写し）
- ・ 営業に必要な許可等をすべて取得していることが確認できる書類
（営業許可書、届出書等の写し）
- ・ 助成対象経費の支出内容がわかる書類
（領収書、明細書、契約書、通帳の写し等）
- ・ 助成対象事業を実施したことがわかる書類
（事業実施前と事業実施後の同じ場所から撮影した写真、購入物品全体と型番がわかる写真）
- ・ その他、小山町より提出を求められた書類

〈申請方法〉

下記へ郵送にて申請してください。

密集を避けるため、持参でのご提出はご遠慮ください。

宛先 〒410-1395 駿東郡小山町藤曲 57-2
『小山町役場 商工観光課』 宛

〈申請様式の入手方法〉

- ◆ 小山町公式ホームページにてダウンロード可能です。
- ◆ 町関係機関にて配布しております。
 - ・ 小山町役場商工観光課窓口
 - ・ 町内各支所
 - ・ 生涯学習センター
 - ・ 健康福祉会館

詳しくは『小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金 助成制度のご案内』をご覧ください。

お問い合わせ

小山町役場商工観光課

電話：0550-76-6114 FAX：0550-76-2795



御殿場市・小山町広域行政組合の負担金協議について

(小山町企画政策課)

1 要 旨

御殿場市・小山町広域行政組合の負担金について、両市町における協議の結果、双方合意に達することが出来ました。つきましては、合意書調印式を実施し、現行の合意書を改訂いたします。合意書の改定内容・改訂金額等は、調印式当日にお知らせします。

2 御殿場市・小山町広域行政組合の管理運営に関する合意書調印式

と き 7月14日(火) 10:00～

場 所 御殿場市役所5階 大会議室

内 容 合意書確認
調 印

あいさつ(御殿場市長、小山町長)

出席者 御殿場市 市長、副市長

小 山 町 町長、副町長

御殿場市議会 議長、副議長

小山町議会 議長、副議長

御殿場市・小山町広域行政組合 議長、副議長

【問い合わせ先】

企画政策課 企画班

電話 0550-76-6133